

## 須崎市介護保険受領委任払いに関する同意書

被保険者（以下「甲」という。）に対して事業者（以下「乙」という。）が実施する福祉用具の販売又は住宅改修について、甲及び乙は、須崎市介護保険受領委任払実施要綱（以下「実施要綱」という。）に従い、介護保険法、須崎市介護保険条例施行規則等の関係法令を遵守することを誓約し、誠実に受領委任払いを行うことに同意します。

須崎市長 様

年 月 日

被保険者（甲）住 所

氏 名

印

事業者（乙）所 在 地

事業者名

代表者氏名

印

### 【留意事項】

- 1 乙は、福祉用具の購入又は住宅改修を行う甲に対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、甲の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切なサービスを行うよう努めること。
- 2 乙は、福祉用具の販売又は住宅改修を実施するにあたっては、須崎市、地域包括支援センター及び居宅介護事業所等との連携に努めること。
- 3 乙は、甲から受領委任払いによる福祉用具の購入又は住宅改修の申出があった場合は、甲の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間、介護保険の給付制限等の措置を受けていないこと等を確認すること。
- 4 甲は、実施要綱第4条第2項に規定する住宅改修に係る事前承認後に工事内容又は見積金額に変更があった場合は、再度住宅改修事前審査依頼書を提出すること。
- 5 乙は、実施要綱第3条の規定による自己負担額の支払いを甲より受けるものとし、これを減免又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、甲に対し自己負担額分の領収書を発行すること。
- 6 乙は、甲からの苦情又は相談があった場合は、必要に応じ訪問等により事実関係を確認し、甲の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他乙において処理し得ない内容については、関係機関に対して指導又は助言等を求めることにより適切な対応方法を検討し、対処すること。
- 7 乙は、業務上知り得た甲及びその家族等の秘密を保持すること。また、乙の職員であった者に業務上知り得た甲及びその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。
- 8 市長は、受領委任払いの支給に関して必要があると認めるときは、乙に対して報告、提出、提示、出頭を求め又は乙への立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査をする場合がある。なお、関係法令、実施要綱等に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。